

環 境 部

令和8年(2026年)8月25日調製

定 例 会 提 出 予 定 案 件 資 料

	ページ
1 令和8(2026)年度補正予算概要 -----	1
2 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例および函館市一般廃棄物 処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例の一部を改 正する条例の骨子 -----	2～5

1 令和8（2026）年度補正予算概要

一般会計

[歳出]

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
清 掃 総 務 費	80,541	手数料徴収事務所要経費増 80,541	
		手数料徴収事務関係経費増 80,541	

2 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例および函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物) 第9条 法第6条の2第5項の規定により市長が減量に関する計画の作成，運搬すべき場所およびその運搬の方法等を指示することができる事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は，規則で定める。	(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物) 第9条 法第6条の2第7項の規定により市長が減量に関する計画の作成，運搬すべき場所およびその運搬の方法等を指示することができる事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は，規則で定める。

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）および法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置の届出の際に添付する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧手続および当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者の生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法に関し必要な事項を定めるものとする。 (縦覧等の対象となる施設の種類) 第2条 (略) 2 法第9条の3の3第2項前段に規定する調査書の公衆への縦覧および同項後段に規定する意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。 (縦覧の告示) 第3条 (略) 2 市長は、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「<u>受託者</u>」という。）が法第9条の3の3第2項前段の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。 (1)～(8) (略) (写しの交付) 第5条 (略) 2 何人も、<u>受託者</u>に対し、前条第2項の縦覧の期	(趣旨) 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）および法第9条の3の3第3項（同条第4項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置の届出の際に添付する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧手続および当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者の生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法に関し必要な事項を定めるものとする。 (縦覧等の対象となる施設の種類) 第2条 (略) 2 法第9条の3の3第3項前段に規定する調査書の公衆への縦覧および同項後段に規定する意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。 (縦覧の告示) 第3条 (略) 2 市長は、市から法第2条の3第1項に規定する非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者（<u>法第6条の2第3項または第5項の規定による処分の委託を受けた者を含む。以下「受託者等」という。</u>）が法第9条の3の3第3項前段の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。 (1)～(8) (略) (写しの交付) 第5条 (略) 2 何人も、<u>受託者等</u>に対し、前条第2項の縦覧の

間満了までの間、縦覧に供された調査書（<u>法第9条の3の3第2項前段</u>の規定により縦覧に供されたものに限る。）の写しの交付を求めることができる。 3 （略） （意見書の提出先および提出期限） 第6条 （略） 2 <u>法第9条の3の3第2項後段</u>の規定による意見書の提出は、<u>受託者</u>に第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までにしなければならない。	期間満了までの間、縦覧に供された調査書（<u>法第9条の3の3第3項前段</u>の規定により縦覧に供されたものに限る。）の写しの交付を求めることができる。 3 （略） （意見書の提出先および提出期限） 第6条 （略） 2 <u>法第9条の3の3第3項後段</u>の規定による意見書の提出は、<u>受託者等</u>に第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までにしなければならない。
---	---